

定款に定める目的・事業

定款に定める目的

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことが出来るよう支援することを目的とし、次の社会福祉事業を行う。

定款に定める事業

1. 第一種社会福祉事業
 1. 特別養護老人ホームの設置経営（東旺苑、きよみず苑）
2. 第二種社会福祉事業
 1. 老人短期入所事業の経営（東旺苑、きよみず苑）
 2. 老人デイサービス事業の経営（デイサービスセンターきよみず苑）
 3. 老人居宅介護等事業の経営（ヘルパーステーションきよみず苑）

定款に定める公益を目的とする事業

この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

1. 居宅介護支援事業（ケアプランセンターきよみず苑）
2. 診療所の事業（東旺苑診療所、きよみず苑クリニック）
3. サービス付き高齢者向け住宅の設置経営（きよみず苑・京都東）

平成 30 年度の事業計画

平成 29 年度は、特別養護老人ホーム東旺苑と高齢者総合福祉住宅きよみず苑・京都東および法人本部がそれぞれの施設(部署)の特性を活かし協働・集約的に事業運営をおこなった結果、福祉部門においてはほぼ目標通りの実績を達成し、最終目標としていた法人全体としての収支の黒字転換には至らなかったが、前年度に比べ約 3,600 万円の収支改善の見通しとなった。

平成 30 年度は、定期の介護報酬改定が実施され、栄光会においては東旺苑の短期入所ときよみず苑の通所介護事業を除いては基本報酬が増額となることから福祉部門は昨年度同様に実績の確保とサービスの向上に努めるとともに引き続き課題となっているサ高住の入居者確保や安定運営のために種々の取組をおこない、更に人件費の適正化等の促進や組織体制の見直しを実施することで法人全体としての収支の黒字転換を図る。

1. 法人本部

○ 職員の確保、育成

- ・各事業所の安定した運営を行うために、職員の確保定着が不可欠であり、業界全体で人材不足が続くなか、経験者のみならず初心者からの育成を視野にいれ、新卒採用においては、福祉学科以外からも広く人材募集を進め、中途採用においても未経験者の採用を進め、法人内の制度「資格取得支援制度」「研修制度」と連動した職員の育成を行う。
- ・昨年度に引き続き国の助成制度「キャリアアップ助成金」制度を活用し、派遣職員からの正規職員登用、非正規職員からの正規職員登用と、優秀な人材の確保に努める。

○ 経費の効率化

- ・適正な人員配置と人件費の策定。現場における派遣職員の割合が増加し人件費が増大する中、パートを含む非正規職員の募集の強化や賃金改善を行うことにより非正規職員の割合を拡大し人件費の適正化を進める。
- ・事務部門において東旺苑・きよみず苑で分担しつつ行っていた事務業務について、法人本部業務として共通項目での効率化を一層推し進める。
- ・昨年度から取り組んでいる経費削減について、消耗品の共通化等で経費削減に取り組んできたが、日々状況を確認しつつ交渉を続け、費用対効果にすぐれた物品の導入を一層進める。

○ 法人合同研修の開催

開催月	研修・勉強会内容	開催担当者
5月	人事考課と人材育成（指導職員向け）	統括施設長
6月	ビジネス（接遇）マナー①	事務長
9月	コンプライアンスと利用者の人権について	指導職員・管理職員
10月	身体的拘束適正化について	指導職員・管理職員
12月	ビジネス（接遇）マナー②	事務長
3月	リスクマネジメントについて	指導職員・管理職員

* 上記計画で実施する法人合同研修のほか、日々の取り組みで改善が求められる接遇に関して、職域毎の研修実施など現場に踏み込んだ研修を推し進め、より上質な接遇の実現を目指す。

2. 東旺苑

➤ 特別養護老人ホーム 東旺苑

平成30年度は、報酬改定に伴い新設される加算の取得に努めるとともに、引き続き要件を満たし処遇改善加算（I）の取得に努める事で、現場職員のモチベーションの向上を図る。また定期的且つ綿密な入所選考の実施、行政や他の事業所との連携を図り、稼働率の向上を目指します。

短期入所については、特養利用者の入院の際に発生する空床等の利用を引き続き積極的に行う。

○医療部

利用者の高齢化・重度化に伴う事故防止の為、日々多職種での連携・共同に力を入れると共に、専門職として利用者の異常の早期発見・許容範囲内での早期治療を図り、重症化を防ぐとともに医療機関との連携に努め長期入院者の減少に努める。また緊急時対応としてAEDの使用研修及び、法人内外の研修を通し、介護職員の知識・技術の向上、それに伴う伝達を全職員へ実施し、感染症予防・衛生管理に努める。

○ケアマネジメント部

多職種間での連携を図り、利用者の課題に対する速やかな対応や、施設サービス計画書・サービス計画遂行管理表の充実に努める。

○栄養部

ケアマネジャーと連携し、できるだけ家族等も巻き込んだカンファレンスの開催に努める。またリスクに応じたモニタリングの充実、嗜好調査の実施・公表も積極的に行い、利用者楽しんでいただく食事・おやつレクの充実に努める。また御利用者様ごとに応じた栄養リスクを管理・把握すると共に、医務とも連携し褥創等の予防・改善を図る。

○介護部

慢性的な人員不足、職員定着率の向上及び利用者の重度化への対応として業務改善・効率化を図る。栄養課と連携し利用者が楽しめる食事レクやおやつレク、誕生日会などの充実に努める。職員のモチベーション及び能力向上の為、人事考課制度を十分に活用し、段階的な教育指導の実施、個々のキャリアに応じた外部研修への参加を積極的に行い、利用者によりよいケアを提供し施設全体のサービス向上に努める。

○その他

【行事関係】

各月ごとに苑内行事を催すとともに、個別ケアの一環として誕生日外出等を、担当者ごとに立案し外出企画の充実に努める。

4月	花見レク（苑庭・外出）	10月	運動会（苑内）・清水焼の郷祭
5月	緑旺祭	11月	紅葉レク（苑内・外出）
6月	父の日レク	12月	クリスマス会・餅つき大会
7月	七夕レク	1月	新年祝賀会
8月	花火大会（苑内）・百々学区夏祭	2月	節分レク
9月	敬老祝賀会	3月	雛祭りレク

※このほか、毎月利用者参加型の食事レクを企画・実施。

【施設内研修（勉強会）の実施】

東旺苑において、重篤な利用者が多く、また夜間は介護職員 2 人体制になる事から、次のように医療知識の取得に努めると共に、課題である接遇面の強化も行っていく。

5月	人事考課と人材育成（法人合同）	10月	身体的拘束適正化（法人合同）
6月	食中毒・熱中症・脱水について	11月	インフルエンザ・ノロウイルス
	接遇マナー研修（法人合同）	12月	認知症ケア
7月	認知症ケア、リスクマネジメントについて		接遇マナー研修（法人合同）
8月	急変時の対応（重度化への対応）	2月	法令遵守、身体的拘束適正化
9月	法令遵守（法人合同）	3月	リスクマネジメント（法人合同）

このほか、AED の使用方法や痰吸引の講習を頻回に実施して全介護職員が速やかに対応できるようにします。

➤ 配食サービス

京都市からの受託事業であるが、栄光会として15年間に渡り地域に根差した地域から評価され続けている福祉事業であることから、法人として可能な限りサービス提供を継続し、サービス活動を通じて地域の在宅利用者の動向や福祉ニーズ等の把握を行い、関係機関との連携を強めていきます。

3. 高齢者総合福祉住宅きよみず苑・京都東

創設4年目を迎えるきよみず苑・京都東は、福祉部門と住宅部門からなる、全国的にも珍しい複合施設である。

特にサービス付き高齢者向け住宅においては、その運営母体は大半が株式会社であり、きよみず苑・京都東のような社会福祉法人の運営による割合は、全国平均でわずか10%である。

さらに山科区は、地の利から新設のサービス付き高齢者向け住宅が乱立し、大阪と同様にいわゆる激戦区となっている。

このような状況の中で、きよみず苑・京都東の財政運営上の鍵を握るサービス付き高齢者向け住宅のあり方の検討が重要となってくる。制度創設期のいわゆる「安心住宅」とどまらず、介護や医療を積極的に提供し、さらに特別養護老人ホームを唯一運営できる法人形態の利点を生かした、いわゆる「終の棲家」までの一貫した事業展開を目指していく必要がある。

そのためには、苑内の在宅部門の管理者、関係職員が、お互いの部署の機能を熟知し、苑トータルで効率的な運営をするといった、マクロの視点を涵養していく必要がある。創設後3年を経て、各部署間の協力体制が高まり、それが甲を奏してきている。この「流れ」を継続し、経営的に自立するという目標を達成するために種々の取組を行っていく。

➤ 介護老人福祉施設 きよみず苑

○相談援助

法人の福祉理念を念頭におき、家庭的な雰囲気の中で入居者の個性や人間性を尊重することで個々の生きがいに繋げ、快適に安心して生活ができるように援助していきます。また、日々変化する入居者の心身の状況やご家族の意向・要望に対応できるように、介護職員・ケアマネージャーと情報の共有を図り、サービスの質の向上に努めます。

平成30年3月より、京都市による介護相談員派遣事業の介護相談員2名を受け入れ開始します。介護相談員を受け入れることにより、入居者の権利擁護や提供サービスの課題に対する改善策を探る重要な手がかりになり、特別養護老人ホームの介護のサービスの向上に寄与することが期待できます。また、第三者の目が介入することで、虐待の防止や早期発見につなげる効果もあります。

きよみず苑夏祭りを開催し地域の一員として、学区内の夏祭りや敬老会などの行事に積極的に入居者と参加するとともに、施設を開放した行事を企画・実施し、地域との交流を深めます。

○利用者・家族への援助

ユニット型老人福祉施設として、多様化しているニーズに可能な限り応え、入居者一人一人個々の暮らし向きの向上に努めるべきところ、ケアプランが必ずしも入居者の暮らしむきの向上まで至らなかった点は反省点であり、課題でもあります。

昨年の反省を踏まえ、下記3点を重要項目として取り組んでいきます。

①法人の福祉理念を念頭におき、入居者の個性や人間性を尊重することで、快適に安心して生活ができるように援助していきます。

②入居者の心身の状況やご家族の意向・要望に対応できるように、各ユニット職員や看護師など他職種と協働し、入居者の暮らしむきの向上に努めます。

③平成30年4月の介護報酬改定に伴い、前年度、調整しきれなかった口腔衛生管理加算をはじめ、新たに加算が算定できる部分については、算定できるよう各職種に働きかけていきます。

○介護業務

介護職としての立場を自覚して入居者様に思いやりを持って対応していきます。思い込みや固定概念にとらわれずに業務に携わり、親切丁寧な介護を行います。

地域に開かれた栄光会になるように、地域の方々に貢献できる活動をしていきます。

○ショートステイ

利用していただく皆様に、笑顔と元気を届け安心して自立した生活が送れるように生活リハビリを行い支援していきます。

○看護業務

嘱託医・他職種と連携を図り、入居者の身体状況の把握及び健康管理を行いながら異常の早期発見を行うと共に迅速な対応に努めます。

感染予防・褥瘡予防対策の正しい知識及び状態に応じた対処を迅速に図る事で、総合的なケアの質向上に努めます。リスクマネジメントについて事故を未然に防止するために必要な対策を積極的に取り組み、入居者が安心・安全に生活できるよう医療、健康面において支援します。

1. 健康管理

入居者の日々の身体状況を把握し、多職種と情報共有を連携して嘱託医へ迅速に報告を行い適切な対応を行います。また、家族からの情報も把握して、予測できることは速やかに他職員と連携していきます。

2. 感染予防・褥瘡予防対策と衛生管理

内外の研修を通して、知識・技術の向上を図り、他職種との綿密な情報交換を行い予防対策に取り組みます。感染症発生時は迅速・的確な対応を図り感染拡大を防ぎます。感染症予防のために予防接種を実施します。

衛生管理においては、5S活動（整理・整頓・清潔・清掃・しつけ）を基本として取り組んでいきます。

3. リスクマネジメント

薬関係の事故0%を目指して、服薬マニュアルに沿った手順で誤薬・落薬を防ぎます。

「気づき」の分析から事故を未然に防ぐためカンファレンス等を有効に活用します。

○栄養業務

1. 栄養ケアマネジメント

日々の食事摂取状況・体重増減・栄養状態等こまめなモニタリングを行い、身体的変化を把握します。そしてケアマネージャーと連携、カンファレンスにて家族や多職種と協議し、栄養状態の維持・向上ができるよう、個人に合わせた栄養ケア計画書を作成します。個々の状態に応じ、食事形態や計画書の見直しを行います。

2. 食事の提供

生きる意欲や喜びに繋がる食事を目指し、嗜好調査の結果を反映して栄養面だけでなく、雰囲気・献立・食器・盛り付けなど食べる楽しさに繋げた質の高い食事提供に努めます。委託給食会社と協力し、行事食や面前提供を盛り上げ、また安全かつ衛生的な食事提供に努めます。また入居者に役割を持ってもらい、入居者・職員共に一丸となって作り上げるユニットの食事・おやつレクレーションや施設全体で行うイベントの充実にも努めます。寄贈の食材を頂いた際は季節感を考慮し、有意義に活用します。

3. 情報の共有・提供

月に1回給食委員会を開催し、提供した食事の残食や入居者の食事摂取状況、検食簿を参考に検証し、質の高い食事の提供に努めます。嗜好調査の実施・公表を積極的に行い、結果を反映した食事提供に努めます。面会に来られた家族へもこまめに食事状況の報告を行い、コミュニケーションの充実を図ります。市老協の食事ケア部会にも積極的に参加し、外部からの情報や最新情報を苑に取り入れ発信していきます。引き続き、本体施設である東旺苑とも密に連携を取り、情報共有・イベントの協力に努めます。

○年間行事（施設全体）

毎年2月に行っている開苑記念祭の開催は、インフルエンザの時期を考慮して平成31年5月へ変更します。また、地域貢献の一環として、琵琶湖花火大会の開催日にあわせて、施設開放の夏祭りを企画し、近隣住民の方と交流を深めることに努めます。

季節の行事以外に、ユニット毎で入居者参加型のおやつレク・誕生日祝い、家族参加型の行事を企画しています。

4月		10月	清水焼の郷祭
5月	5月人形飾り	11月	
6月		12月	クリスマス会、餅つき
7月	七夕飾り	1月	
8月	きよみず苑夏祭・百々学区夏祭	2月	豆まき
9月	敬老会・百々学区敬老会	3月	雛人形飾り

○年間行事（ユニット内）

4月	お花見レク（外出）	10月	
5月	母の日レク	11月	紅葉レク（外出）
6月	父の日レク	12月	クリスマス会
7月		1月	
8月	夏祭	2月	
9月		3月	

○施設内研修・勉強会

事故防止・身体拘束廃止委員会、感染・褥瘡防止委員会、サービス向上委員会にて、勉強会や研修を企画し、サービス向上委員会で開催日程を調整し、職員の介護技術・知識の向上に努めます。またすべての研修について、参加者から全職員への伝達研修を行います。とくにユニット研修は施設の根幹をなす重要な研修であり、施設長以下各ユニットリーダーが早期に受講し、個別ケアの重要性の共有を目指します。

4月		10月	インフルエンザ、夜間緊急時対応①、消防訓練
5月	誤嚥性肺炎、身体拘束・虐待防止 接遇マナー	11月	ノロウイルス、夜間緊急時対応②
6月	食中毒・熱中症・脱水、緊急時対応①	12月	危機管理予測③
7月	危機管理予測①	1月	白癬・褥創
8月	尿路感染症・危機管理予測②	2月	消防訓練、普通救命講習
9月	法令遵守と利用者の人権	3月	接遇マナー

➤ デイサービスセンター きよみず苑

栄光会のデイサービスとしては、平成29年度からデイサービスセンターきよみず苑のみとなり、サービス提供時間を7時間以上9時間未満や土曜日営業の追加。総合事業の短時間デイサービス実施等をアピールしながら利用者獲得を行った。また副次的効果として、デイサービス利用者のうち、きよみず苑ショートステイの利用をされる方が増え、総合的に収益に繋がられた。しかし、下半期から体調不良や入院などが増え計画人数を達成出来なかった。

平成30年度は定時介護報酬改定があり、デイサービスとしては単価が下がる厳しいスタートではあるが、加算を見直し、早い段階で加算取得出来るよう調整し、利用者の様々なニーズに対応出来るように更なる利用者獲得を目指す。

稼働率83% 平均利用者数20.7名 ¥64,500,000—を目標数値とし、半期で見直しをする。

高齢者総合福祉施設としての強み、ショートステイが同じ建物にあり、今後も連携を取りながら総合的にきよみず苑・京都東の収益に繋がれば良いと思う。そこをアピールポイントとして今後も営業活動を継続する。

○研修

センター内研修を計画するほか、外部研修も参加できる職場環境の実現をめざす。また伝達研修の徹底を行い、サービスの質の向上に努めるほか、介護福祉士等の資格も積極的に取得するように働きかける。

4月	接遇・マナー	10月	認知症
5月	個人情報・プライバシー保護	11月	非常時対応
6月	食中毒	12月	人権
7月	事故発生防止・緊急時対応	1月	法令遵守
8月	身体拘束・虐待	2月	権利擁護
9月	感染予防	3月	リスクマネジメント

➤ ヘルパーステーション きよみず苑

サービス付き高齢者向け住宅併設のヘルパーステーションで、入居者の方が安心して生活ができるようにホームヘルパーがご自宅を訪問し、介護が必要な方がより快適な生活を送れるように支援するのが主な派遣目的となっています。

そのため、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の入居数や入居者の身体状況により、訪問件数がかなり左右されています。

入居件数は暫時、増加傾向にあり、また新たな入所者の身体状況の重度化の傾向も見られ、派遣件数も増加する見込みがあります。しかし、ホームヘルパー自身の高齢化や全国的な人材不足に直面しており、新規入居者に対応可能な新しい職員の確保が喫緊の課題となっています。また、採用した職員の人材育成や質の向上も不可欠です。新しい職員をいかに長く継続して勤務してもらえるか検討し、育成に努めます。

また、各職員のスキルアップの為、施設内研修・法人合同研修・外部研修に積極的に参加し、日々提供するサービスの質の向上につなげられるようにしていきます。さらに利用者の状況を踏まえ、安心して生活継続できるように関係する居宅介護支援事業所や他のサービス提供事業所・医療機関と密に連絡を取り、今後の生活が安心して過ごせるように支援していきます。

平成30年度もサービス付き高齢者向け住宅への派遣が主となりますが、近隣地域にも貢献ができるように、施設近隣への訪問依頼を支障の無い範囲で受け入れるようにしていきたいと思っています。

➤ ケアプランセンター きよみず苑

○居宅介護支援

目標値 稼働率90% (ケアマネジャー二人体制で63件)

サ高住きよみず苑の入居者と、近隣の外部の利用者の居宅介護支援を行う。

サ高住入居、外部利用者ともに自立支援を基本として、安心、安全に暮らせるよう、本人の必要とする介護サービスを提供し支援する。

サ高住入居者獲得と、入居後の生活を安定させる為、サ高住申込者、見学者に対して、本人、家族の意向に沿えるよう、現状を分析し、サ高住での生活を想定したプランと一緒に考え提案し、入居を促し長く生活出来るような支援を検討する。

山科区福祉事務所、地域包括支援センター、民生委員児童委員、病院、関係事業所との連携を密に行い、営業活動に繋げていく。

平成30年度の介護報酬改定では、在宅復帰の為の医療連携が重要となっており、入院時連携加算、退院・退所加算が引き上げられており、医療機関との連携がケアマネジャーに求められている。病院との連絡調整、地域ケア会議への参加で更なるスキルアップを図る。

○研修

5月 介護保険サービス事業者集団指導 (京都市保健福祉局)

10月 京都市ケアプラン研修 (京都府介護支援専門員会)

毎月 山科区居宅介護支援事業者連絡会および法人内研修

➤ きよみず苑クリニック

毎週、月・水 (AM) 火・金 (PM) 4回の外来診療でサ高住入居者・職員等の診療、健康管理を行います。サ高住の入居者で健康に関する相談を希望された方には毎月看護師が定期的に居室へ訪問しお話を伺います。

また特養入居者の体調管理を行うことで安心・安全に生活するための役割を担っていきます。

➤ サービス付き高齢者向け住宅 きよみず苑・京都東

平成 29 年度は、疾病や障害により、在宅生活が困難な高齢者を中心にご入居いただいた。これに伴い、苑内のヘルパーステーションやデイサービスセンター、ケアプランセンター、クリニックなどにも、売上実績に好影響を与えることができた。

結果的には、特別養護老人ホームを併設しているという民間会社では不可能な点を積極的にアピールし続けたことが功を奏し、年度末になって数多くの相談が寄せられ、入居件数も伸びた。

相談経路も、本人からだけでなく、息子さんや娘さんからの照会や申し込みが増え、さらに病院営業を活発に実施した結果、入院患者を入居に導いた成果が現れた。30 年度以降も同様の傾向は続くと思料されるが、入居者の介護度が重度化するにつれ、ヘルパーの人的資源の整備も同時に進行させていく必要がある。

一方で、区内に多くの低廉なサービス付き高齢者向け住宅が新設されている。この対策として、「全室浴室・キッチンつき」、「社会福祉法人の運営」、「特別養護老人ホームとクリニック併設」「静かな環境」「品質の高い住居」など、きよみず苑固有のポイントを前面に押し出し、「元気な高齢者」にアピールする手法も並行して必要であると思われる。

具体的な手法としては、「みんなの介護」などの募集サイトや物件紹介業者の拡充に力を入れるほか、苑の公式ホームページを全面的に見直すことで、きよみず苑・京都東のよさをアピールし、見学者の増加に努めたい。

また、リビング新聞への広告掲載を適宜実施し、見学者の増加を図るとともに、そこで得られたデータに対し、フォローアップしていくことで集客を図る。

さらに、訪問営業活動の範囲を区内だけでなく、京都市内の他区や大津市・草津市にも拡大し、こまめに病院やケアマネジャー事務所を訪問するほか、関係者の集まる会議に出席し、パンフレット配布などの広報活動を行う。

そして、過去の資料請求者、ケアマネジャー、病院にパンフレットを定期的に送付する。

また、見学の申し込みのあった方には、できるかぎり送迎を行い、来ていただきやすい条件を整えていくほか、来苑記念品を準備し、食事の無料試食案内も行っていく。

また、見学者には積極的に体験入居を勧め、入居決断までのハードルを下げていく。

そのほか、地下鉄駅構内、地元のタクシーの車内にパンフレットの配置、京阪バスのボディ後部の看板広告を継続する。

サービス付き高齢者向け住宅を必要とする高齢者像が、制度創設当初に想定された虚弱高齢者から、より重度なケアを必要とする要介護者に変化してきている。

この状況に対応するため、ヘルパーステーションの介護力の強化や、平成 29 年度から導入した「クリニック看護師による健康訪問相談」、平成 28 年度から導入している夜間対応型訪問介護サービスなども併用し、入居者の増減や急激な体調悪化などに対するリスクマネジメントに配慮し、かつ低コストの 24 時間介護体制の構築を模索することで、より多くの高齢者のニーズに対応しつつ、プライバシーの保たれた質の高い住居を維持していきたい。

平成 30 年度の数値目標としては、毎月 1 件のペースで契約を成立させ、最終的には 35 件の契約締結維持を目指す。